

令和7年度から 町税の納め方が 変わります！

●問い合わせ／

- ▷町道民税・森林環境税に関すること：課税係
- ▷固定資産税・都市計画税に関すること：資産税係
- ▷納税相談・口座振替に関すること：収納係

厚岸町では、これまでの町税の納め方について、『町道民税』『森林環境税』『固定資産税』『都市計画税』をまとめて納めていただく『集合税方式』で納めていただいていた。このような中、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で定めたことにより、全国標準となる『単税方式』に変更することが必要となりました。

これに伴い、令和7年度から町税の納め方が変わりますので、お知らせします。

■令和6年度までの『集合税方式』による納付回数および納付月

納付月 税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	納付回数
町道民税 森林環境税 固定資産税 都市計画税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期		7回



■令和7年度からの『単税方式』による納付回数および納付月

納付月 税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	納付回数
町道民税 森林環境税		1期		2期		3期			4期	4回
固定資産税 都市計画税	1期		2期		3期			4期		4回

？ 気になる点についてお答えします！

●『単税方式』になると、どう変わりますか？

→大きく変わるのは『納付回数』と『納付月』です。『町道民税・森林環境税』、『固定資産税・都市計画税』の納付回数が年7回から4回に変わります。『納付回数』と『納付月』が変わるだけで、1年間に納めていただく税額が増えることはありません。

●『町道民税・森林環境税』は、勤務先からの給与や年金から天引きされていますが、変更はありますか？

→勤務先からの給与や年金から天引き(特別徴収)されている人は、今までと変更ありません。

●現在、口座振替の登録をしていますが、新たに変更の手続きは必要ですか？

→現在、口座振替で納付されている人は改めて手続きする必要はありません。

ただし、税目ごとに口座を分ける場合や、新たに口座振替を希望する場合は、別途手続きが必要となります。